

令和4年3月4日

各社会教育施設長 様

生涯学習部長

まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴う県立社会教育施設の対応
について（通知）

このことについて、令和4年2月10日付け生涯学習部長通知により、まん延防止等重点措置期間中の県立社会教育施設の対応について通知したところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の期間が更に延長されたことを受け、本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、別添のとおり、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が改定されました。

については、上記方針に基づく県教育委員会の対応として、引き続き3月21日まで、博物館及び美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は通常どおり開館しますが、一定の人数を超えた場合は入場制限を行うこととします。

施設の運営にあたっては、職員一人ひとりが徹底用心し、基本的な感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

問合せ先

生涯学習課

調整グループ 比留間、栗原

電話 045(210)8337(直通)